

相談事例 & アドバイス

● タイトル 「高齢者問題」

● 相談内容

所有者の高齢化が進み、65歳以上の所有者が半数近くになっています。亡くなられた方もおり、相続で売却される住戸が増え、賃貸住戸となったものもあります。

居住されている80歳代後半の元理事長の方についての相談ですが、以前は上場会社の重役をされていたと聞いております。

リタイアされてから理事長として、それはしっかりと管理組合運営に尽力して下さいました。法律のことなども詳しく、とても頼りになる方でした。

ところが数年前に奥様を亡くされ、独り暮らしになり、最近では認知症になられたのではないかと周囲に言われています。

夜中に部屋から出て、ご自分の部屋が判らなくなり、他人の部屋のインターホンを押したり、ドアを叩いたりすることがあるそうです。ご本人は、自尊心から認知症が進行していることを認めたくないようで、ヘルパーさんを頼むこともしていません。

息子さんが一人いらっしゃるようですが、海外で暮らしているということしか判りません。

この先、マンション内での事故や火災、孤独死などを考えるとどうしたら良いのか不安です。

- ・ 総戸数：24戸
- ・ 築年数：46年
- ・ 管理形態：自主管理＋部分委託（管理会社へ基幹事務のみ委託）
- ・ 相談を受けた年：2022年

● アドバイス

最近はこちらの相談が増えています。

あるマンションでは、認知症の一人暮らしの高齢者が、昼間、ヘルパーさんが週に何日かは来ているが、夜間に廊下で糞尿を垂れ流したり、大声を出したり、電気ポットをやかんと間違えてガスコンロにかけ、ボヤを出しかけたことという相談もありました。高齢のため、ゴミ出しができずに、室内から異臭が漂って来るとのケースもあります。

管理組合は、あくまで共用部分の維持管理や住環境の整備等、マンションの資産価値を守る事が本来の職務であり、そのためにルールを定めたりします。入居者の福祉の領域は関知しないのが原則ですが、とは言え、ご相談のように将来的に起こり得る事故等は未然に防ぐ手立てをしたいものです。

その第一歩として、管理組合は入居者全員に対して「緊急連絡票」の提出を要請します。

緊急連絡票は、地震や火災等の災害時や不在時漏水の際の緊急対応のためですが、ご相談のように入居者に万一の事件・事故等が発生した場合にも非常に有効な解決手段となります。

当然、管理組合としては、個人情報ですから守秘義務を遵守しなければならず、その旨も連絡票には明記します。

本人の携帯番号や勤務先等の緊急連絡先はもちろんのこと、親族、友人等緊急時に助けてみえる方の連絡先を記入してもらいます。それがあれば、問題が発生した際に、しかるべき連絡先に連絡して対応をお願いできます。今からすぐにでも作成・整備しましょう。

緊急連絡票の作成・保管方法等の実務については、当会の管理士にご相談ください。

親族等に連絡が取れないが、すぐに何とかしたいという今回のような場合は、区役所の福祉課もしくは地域包括支援センターに相談されることをお勧めします。

地域包括支援センターとは、厚生労働省の管轄下にある介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。ここでは高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じています。各自治体が設置主体ですが、センターを直接運営しているケースと自治体から委託されているケースとがあります。自治体直営のセンターは全国で約2割、社会福祉法人や医療法人、民間企業などが運営する委託型が約8割と、大半が委託型となっています。

是非、相談をしてみてください。